

ID: 3071

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	専用水道の布設工事に係る基準適合の確認		
<b>法令名 根拠条項</b>	水道法 第32条		
<b>法令番号</b>	昭和32年法律第177号		
<b>【基準】</b>	<p>法第32条の規定による。 (確認)</p> <p>第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年6月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日